平成25年度第6回政治資金適正化委員会

(開催要領)

- 1. 開催日時: 平成26年3月28日(金) 10時30分~11時10分
- 2. 場 所:総務省 低層棟1階 共用会議室3
- 3. 出席委員:上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて
- (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
- (3) 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- (4) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施計画について
- (5) 政治資金適正化委員会議事録の公表について
- (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- (7) その他
- 3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1-1 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(概要)
- 資料1-2 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
- 資料2-1 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施(平成26年度)
- 資料2-2 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領(案)
- 資料3 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料4 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施計画について
- 資料 5 政治資金適正化委員会議事録の公表について (案)
- 資料 6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

資料A-1 政治資金監査に関するQ&Aの改定(概要)

資料A-2 政治資金監査に関するQ&A

資料B 平成26年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料

資料C 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の概要

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成25年度第6回政治資金適正化委員会を 開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にあ りがとうございます。

議事に入る前に、平成25年度第4回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切 に管理していただきたいと思います。

また、平成25年度第5回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりま すので、同様に、御意見等がありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会における取組及び 検討状況についての取りまとめについて」、及びその他の議題といたしまして、「政治資金 監査に関するQ&A」についての説明を、事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【井筒参事官】 まず、資料1-1から順にお願いいたします。

資料1-1は取りまとめの概要版として用意いたしております。こちらは後ろのほうについております、取りまとめの冊子の「はじめに」の部分と、各章を要約した記述となっておりまして、結論に当たる部分などを簡潔に記した形としているものでございます。

それから、次でございますが、委員限りと書いてございます取りまとめの冊子、本体の冊子でございますが、前回第5回のものから内容的な変更はありませんが、表現に手を加えているところがございます。その主なものにつきまして、ページを追って順に御説明をさせていただきます。

まず、本体冊子をおめくりいただきまして、「はじめに」のところです。下のほう、関係 士業団体との連携の強化に言及している部分がございます。幾つか出てまいりますが、「各 士業団体」それから「関係士業団体」という用語が混乱しておりましたので、「関係士業団体」で統一を図っております。後ろにも2カ所出てまいります。同じページの「定着をみている」といった表現につきましては、適宜直しております。

本文に参りまして、2ページの上の方ですが、2ページの研修の実績など、データ的な記述の部分におきまして、平成26年2月末現在の、いわば最新の数字に更新をしております。同様の箇所が後ろにも何箇所かございますが、データ的なものについて前回の資料から更新しているところでございます。

また、進めていただきまして4ページに参りまして、中ほどの2つ目のポツの部分でございます。前回第5回の委員会におきまして、質の向上に向けて政治資金監査チェックリスト、あるいは政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進についての議論、意見交換がございました。そのため、後ろのほうも含めまして、可能な部分、2カ所につきまして、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進を行うといった議論を反映した修正を行っております。

それからその下、同じ4ページの4つ目のポツでございますが、フォローアップ説明会、フォローアップ研修の内容の充実につきまして、多様化、重点化という表現だけではわかりづらい点がございましたので、言葉を補いまして、内容について多様化、説明について具体例を活用する等の重点化という表現にしております。

その後ろ、5ページ、6ページはデータ的な部分で更新をしておりまして、8ページは同じくチェックリストの活用の話が入っております。

それから10ページは、関係士業団体との協力の強化といったところが出てまいります。 飛ばしていただきまして、26ページの項目としましては(6)「収支報告書に記載すべき支出の区分」のところでございますが、(I)の政治活動のあり方の変化に対応して、現行の支出の分類をわかりやすくお伝えする、委員会としても疑義の解消に努めるといったものと、(II)の「支出項目の区分の見直しについて」ということで、この用語の使い分けにつきまして、具体的な支出を各政治団体において当てはめるという場面について、「支出の分類」という用語、それから規則に規定をしております区分けのことを「支出の区分」と呼ぶように言葉の整理をいたしております。

30ページにまた「関係士業団体」という内容が出てまいります。

以上、本文につきましては、内容的な変更はなく、今のような表現を直しておるわけでございます。

続きまして、この取りまとめに関連をしまして、Q&Aの改定の必要が出てくる部分がございます。これにつきまして、委員限り資料A-1、及び委員会議資料A-2によりまして、御説明をしたいと思います。Q&A、部分的な改定の必要が出てくるわけですが、業務制限の部分を主に改定いたしますので、これを機にQ&Aの冊子を作成し、登録政治資金監査人に対して送付することによって、周知を図る必要があるのではないかということで、資料A-2が、新しく改定した後のQ&Aの冊子ということで、委員限り資料A-2となっております。これにつきましては、分量がございますので、概要をまとめました委員限り資料A-1というA4一枚紙がございますので、まずはそれによりまして御説明させていただきます。

まず、冒頭の四角囲いの部分でございます。Q&Aの特に業務制限の部分の問答につきましては、前回第5回の委員会で御議論があったところでございます。前回第5回の委員会後、確定申告の件に特に関係の深い日税連と、日出委員の御尽力によりまして意見交換の機会を設けていただくなどしました結果、このQ&Aにつきましては、公表のタイミングとしまして、記述、1行目からございますが、「実務上混乱を来すことのないよう」ということで、現在、政治資金監査が5月末まで行われている最中でございますので、政治資金監査の期間が終わってから、6月2日付でホームページにおいて公表、その後、速やかに登録政治資金監査人に対して冊子等で周知としてはどうかというのを、事務局の案といたしております。

内容的なところでございますが、1「改定の目的」でございます。まずは取りまとめを受けて必要な追加及び改定を行うことが、主にございます。それにあわせまして冊子を改定いたしますので、掲載順をマニュアルの体系に合わせるということで、検索をしやすくすること、また、収支報告書の記載方法に係る基本的な方針に係る資料を収録いたしまして、資料的に見やすいものということも、副次的な目的としております。この目的につきましては、Q&Aの冊子のほうでは、冒頭に記載しております。

続きまして、2の「改定の概要」でございます。概要としましては、初めの丸のところですが、大きく4つございますが、業務制限についての検討を踏まえまして、Q&Aを改定・追加しております。具体的には、業務制限のうち慎重な判断を促すことが適当であると考えられるというものにつきまして、追加で、それの関連で改定が出てくる部分がございます。これにつきましては、II - 7となっております確定申告のほうで、表現を1 点改めておりますが、そのほかは前回第5 回委員会でお示ししたものをそのまま掲載しており

ます。

2つ目の丸がございますが、これは振込明細書に支出の目的が記載されている場合の、 支出目的書の作成に関しまして、平成24年に政治資金規正法施行規則が改正されました。 その関連のQ&Aについてでございます。それらの中で支出の目的が記載されている場合 に、会計責任者が当該振込明細書に支出の目的を追記した場合も含まれるわけですが、そ の取り扱いが明記されているQ&Aと、そうでないQ&Aとがございましたので、改めて 明記をするということで、そろえるようにしたものでございます。

3つ目の丸でございますが、先ほど取りまとめの本文でも出てまいりましたが、前回第 5回の委員会におきまして、質の向上に向けて政治資金監査チェックリスト、あるいは政 治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進についての議論がございました。その 議論を反映する問答を追加しております。

4つ目の丸でございますが、3年前の東日本大震災に係る措置につきまして、時限的な ものであり、該当の事例がもう出てこなくなったということで、削除をいたしております。

委員限り資料A - 2の本文を少し見ていただきますと、先ほど、1点表現を修正したと申し上げた部分が、8ページに、「確定申告を受託している税理士による政治資金監査」ということで出てまいります。そのアンサーのほうのただし書き部分でございますが、現在は「当該候補者の確定申告を行っている場合は」となっております。これは前回の資料では、「当該候補者の確定申告を行うことによって継続的な報酬を受けている場合は」となっておったわけですが、ここの「継続的な報酬を受けている場合」が場面を限定するというように誤解を招くおそれがあるのではないかということで削除し、「確定申告を行っている場合は」としております。

それから先ほど、2つ目の丸で申し上げました振込明細書の取り扱いに係る部分につきまして、19ページあたりでございますが、一番下の段落の中ほどに、「(会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。)」ということを明記しておりますが、そのような改正が幾つかございます。

それから削除の部分は出てまいりませんので、38ページ、質の向上に向けて適確な監査を実施するためにということで、ツール、参考資料としてどのようなものがあるかという問いを立てまして、答えのところで、政治資金監査チェックリストの活用、政治資金監査報告書のチェックリストの活用ということで、両チェックリストの御活用を勧めているところでございます。

右側以降が参考資料ということですが、収支報告書の記載方法に係る基本的な方針に当たる、収支報告書等の記載方法について、資料として収録をしております。そのさらに後ろには、関係資料のURLを載せておるところでございます。

少し長くなりましたが、御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見等ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

よろしいですか。

では、本議題について御了承いただいたということで、先に進みたいと思いますが、もし修正がある場合は、委員長に一任させていただきたいと思います。

次に、第2の議題といたしまして、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」の説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 まずは資料2-1で御説明をしますので、お願いいたします。

冒頭のところに趣旨を書いてございますが、フォローアップ説明会につきましては、平 成22年度から実施をしてきておりますが、登録政治資金監査人からの要望、あるいは都 道府県選管からの改善の要望、質の向上との関連からも、さらに充実させることが必要と いうことで、先ほどの取りまとめにおきましても、1の(2)の登録政治資金監査人に対 する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の推進、あるいは(3)の政治資金監 査の質の向上についてのフォローアップ研修の継続的実施と内容の充実といったところで、 さらに充実すべきであるという記述がございます。具体的にどのように充実強化するかと いうことでございますが、2段落目でございますが、研修内容を多様化するとともに、誤 りやすい点と、特に留意すべき点について、具体例を活用する等の説明の重点化を図ると いうことで、1 「再受講研修」と、2 「実務向上研修」の2本立てということで、再構成 をするというところでございます。1の「再受講研修」につきましては、登録時研修で受 講したものではございますが、それから日時もたっているため、一定の要望があるところ でございます。2の「実務向上研修」につきましては、今般のQ&Aの改定のようなマニ ュアル、あるいはQ&Aの改定点につきまして説明をするほか、次の丸ですが、監査人の アンケート、フォローアップ説明会においてのアンケート結果などでは、研修テキスト中 のこれまで説明のない部分について説明をしてほしいといった要望があった。また、政治 資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点については、これを具体的、重点的に例 を挙げて説明するといったことで、新規の「再受講研修」と、これまでのフォローアップ

説明会の内容を、「実務向上研修」として継続し、充実をさせることを考えております。

次に、資料2-2でございますが、このようにフォローアップ説明会をフォローアップ研修と名称を変更します。政治資金規正法第19条の30第1項第3号の、法律上の研修の一環として位置づけ直しますので、同じく法律上の研修である登録時研修と同様に、研修実施要領を委員会決定の形で定めていただきたいというものでございます。要領の中には、研修の時間、内容のほか、後ろのほうに申込書の様式などもつけております。

続きまして、委員限り資料Bによりまして、フォローアップ研修の内容について御説明をいたします。全体は70ページほどの分量のある資料でございますので、ポイントとなる点について、目次を御覧いただきながら御説明をしたいと思います。

おめくりいただきますと、見返しのところが目次になってございます。Iとしまして、 質の向上、都道府県選管からの御意見なども御紹介しました上で、個別の指導・助言とい う枠組みの導入、質の向上に向けた個別の指導が入ることについて、図を掲載して説明し ております。Ⅱは、今回の取りまとめを受けて改定・追加されるQ&Aということで、業 務制限など、今回のフォローアップ研修の説明の一つの中心になろうかと思います。Ⅲで ございますが、アンケートでも要望の多かった、これまでテキストの記述ではあるものの、 説明はあまりしていなかった部分、テキストの解説部分についての説明となります。IV、 Vは、例年どおり収支報告書の概要、それから政治資金監査報告書の概要となります。VI は、「政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点」ということで、具体的に誤り 事例を挙げながら説明するようにしております。またWIで、チェックリストの活用を強調 しております。具体例となりますと、例えば38ページを御覧いただきますと、具体的な 記述を参考事例として挙げまして、日付の先後関係に誤りがあるということで、誤りの例 を示しまして、吹き出しで誤りですよと例示するという、よくある誤りに重点的に例を挙 げて説明することになっております。そういう例が続きまして、Ⅶ、Ⅷが適正化委員会の ホームページ、それから今回の取りまとめの、こちらは抜粋ということで、関係部分につ いて掲載しているところでございます。

これが来年度改定をして実施するフォローアップ研修ということで、御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。

日出委員、お願いします。

【日出委員】 このフォローアップ研修に関する資料もそうですけれども、少し前に戻りますが、先ほどのQ&Aの改定の部分で、登録している各監査人に対して、送るような資料の内容はどういうものか、具体的に教えてください。

【井筒参事官】 一つ前のQ&Aのところでは、今回、委員限りの資料A-2の冊子を、6月に入りましたら、全登録政治資金監査人にお送りすることを考えております。

【日出委員】 研修資料はその当日ですか。

【井筒参事官】 研修資料は、当日、次の議題で、年間6月から12月ぐらいまで研修をしますけれども、その際、会場においてお渡しをする。残念ながら全員の登録政治資金監査人がフォローアップ研修に御参加いただけている状況ではありませんので、参加していただけなかった登録政治資金監査人に対しては、こちらではどなたが欠席かはわかりますので、フォローアップ研修の資料を年末に必ずお送りして、翌年の1月からの監査に間に合うように、資料として御提供しているという状況になります。

【上田委員長】 ほかに何か御意見は、ございますか。

では、本議題について御了承いただいたということで、よろしゅうございますか。もし 修正があれば、委員長に一任していただきたいと思います。

次に、第3の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画について」、及び第4の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施計画について」の説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料3、4をあわせて、来る26年度の1年間の研修の実施計画となります。まず資料3からお願いいたします。登録時研修ということで、全国で合計16カ所となっております。25年度との比較を簡単に申し上げますと、25年度は16カ所で実施することを当初計画しておりましたところ、盛岡会場が、参加者の人数が集まらないということで開催を中止し、一方、金沢で実施してほしいという御要望がありまして、委員会にお諮りをしまして、御了承を得た上で、要望研修として実施しました。したがいまして、25年度の実績としては16カ所ということで、実績ベースの回数としては、来年度の予定と同様となっております。

続きまして、資料4のフォローアップ研修でございますが、合わせて17カ所を予定しております。会場につきまして、地域ブロックの中で、隔年で実施しているところがございますので、変わっているところもございますが、箇所数で言いますと、25年度も同じ17カ所で実施したということで、前年同数となっております。資料3、資料4ともに、

松江市での開催を予定しておりますが、これは25年度に那覇市で、委員会始まって以来 初ということで開催しましたところ、関係士業団体のご協力をいただきまして、地域的な 偏在是正に効果を上げることができた。この旨につきましては、取りまとめにも記述させ ていただいておりますが、そういった記述を受けて、地域的な偏在是正にも役に立つので はないかということで実施をするものでございまして、引き続き、関係士業団体の御協力 をいただければ、幸いであると思っております。

また資料4の2の実施時間の、12月10日開催の東京都会場の部分でございますが、 こちらは午後6時から開催となっておりますが、25年度に引き続きまして夜間の開催と して、できるだけ参加しやすいような時間帯にも開催を広げるということで、対応してい きたいと考えております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件に関しまして、御質問、あるいは御意見等がございましたら、 どうぞ御発言ください。

本議題について、御了承いただいたということで、よろしゅうございますか。もし修正 がある場合には、委員長に一任していただきたいと思います。

次に第5の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会議事録の公表について」の説明 を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料の5をお願いいたします。

委員会の議事録の公開につきましては、本日も冒頭で確認をいただいたように、取り扱いが決まっております。裏面の2ページを御覧いただきますと、平成20年4月2日の委員会におきまして、政治資金適正化委員会規程の第9条で、議事録の作成と一定期間経過後の公表について定めております。それを受けました運営細則につきましても、同日付で決定をいただいておりまして、第3条、第5条で、一定期間というのは6年間であることと、公表の方法としまして、コンピューターネットワークと政治資金適正化委員会事務局における閲覧ということで、6年間を経過した後に公表することになっております。今度、来年度になりますと、平成20年度第1回委員会からの6年間が、平成26年4月2日で経過をしまして、順次6年を経過することになりますので、具体的な公表の期日の決め方について、お諮りをするものでございます。

1ページ(1)でございますが、考え方としまして、6年間を経過した後の翌月1日とするものでございます。これによりまして日を設定しますと、2ページ裏面の参考2「公

表日について」という日程で、公表する運びになるということでございます。(2)「公表方法」でございますが、コンピューターネットワークに掲載するということですが、具体的なURLについてこのホームページに載せるということでございます。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題については御了承いただいたということで、よろしゅうございますか。

次に、その他の議題といたしまして、「政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の 概要」についての説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料C、以下3点の資料で御説明をいたします。まずは委員限り資料Cをお願いいたします。政治資金課におきまして、取りまとめにも一部関連する記述がございますが、「政治資金等申請・届出オンラインシステム」がありまして、そちらの更新を予定しております。その更新にあわせまして、政治資金規正法施行規則の一部改正を予定しているということでございます。内容としましては、1の「概要」に記載がございますが、現在の運用実態を前提に、目次を付す、枝番号を解消するといった体裁の整理と、文言、規定の明確化となっております。

その具体的な改正内容につきましては、その次の冊子になっております新旧対照表のとおりでございますが、その中に、次の「参考」となっております「政治資金適正化委員会に関連する条文について」というA4一枚紙にまとめておりますように、当委員会の所掌に関連するものがございますので、簡単に御紹介するものでございます。参考の一枚紙でお願いいたします。上から順に、振込明細書に支出の目的が記載されている場合の取り扱いとして、会計責任者による追記を許容するという現行の事務手続を明確に記述するという、現行手続の明記でございます。その次でございますが、業務制限の対象となる者の明確化でございますが、具体的には「国会議員関係政治団体の」という限定を追加するものでございまして、その次の2つが、様式に関連するもので、「必要であると認めたもの」となっているのを、より明確に「定める書面」とする、表現の明確化でございます。その次が、幾つかの条文についてでございますが、条文への見出しの追加や「よる」となっているのを「よるものとする」といった表現の整理となっております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発

言ください。

本議題について、よろしゅうございますか。

では、次に、第6の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等」 についての説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料 6「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等」を御覧ください。 1の「登録政治資金監査人の登録状況」でございますが、登録者数は、一番下にございまして、4,458人となっておりまして、前回委員会で御報告したものから、22名増えております。 裏面は研修の状況ですが、1月分が9名、2月分が5名、3月分は20日現在で4名ということで、25年度の合計は207人となっております。その下にありますフォローアップ説明会でございますが、12月分で今年度の説明会を終了しておりますので、変更はなく、25年度合計で1,197人となっております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件について、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題については、よろしゅうございますか。

本日の議題は以上でございます。事務局から何かありますか。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階 の会見室におきまして、委員長からのブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付させていただく予定にしております。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、31日の夕方に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 事務局長、お願いします。

【山崎事務局長】 最後、第2期を終えていただくに当たりまして、大変僭越ではございますが、私から一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

平成23年4月から、これまでの間、委員の皆様方におかれましては、当委員会の円滑な運営はもとより、世界にも類を見ないと言われております政治資金監査制度の円滑な運用と定着に向けまして、多大なる御尽力、また御指導を賜ったところでございます。まずもって御礼を申し上げたいと存じます。

第2期の委員会におきましては、政治資金監査マニュアルの改定、それから本日も御議 論いただきました「政治資金監査に関するQ&A」の追加・改定を行っていただいたとこ ろでございます。また、第1期の取りまとめにおきまして検討課題とされました、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき事項に関しまして、精力的に御審議、御検討を 賜ったところでございます。

このような委員の皆様方の精力的な御活動のおかげをもちまして、政治資金監査制度は 円滑に運営されまして、一定の定着を見るまでに至っておると認識しておるところでございます。事務局といたしましては、これまで賜りました貴重な御意見、また今回公表いただきます取りまとめを踏まえまして、微力ではございますが、国民の要請に一層応えるべく努力してまいりたいと考えております。

また、最後となりますが、今回の委員会をもちまして委員を御退任されます上田委員長、 谷口委員、牧之内委員におかれましては、これまでの間、多大な御尽力、御指導を賜りま したことに、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。大変どうもありがとうござ いました。また、引き続きまして第3期の委員を御担任いただきます、小見山委員、日出 委員におかれましても、引き続きの御指導を賜りますよう、よろしくお願いしたいと存じ てございます。

はなはだ簡単ではございますが、以上で私からの御挨拶とさせていただきまして、御礼にかえさせていただきたいと存じます。大変どうもありがとうございました。

【上田委員長】 それでは、第2期の委員会を終えるに当たりまして、私からも一言御 挨拶申し上げます。

当委員会は平成20年4月に発足して以降、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えるべく、さまざまな議論を重ねてまいりました。第1期においては、登録政治資金監査人の登録・研修手続や、政治資金監査マニュアルの策定等、世界にも類を見ないと言われた、全く新しい取り組みである政治資金監査制度を無事にスタートさせるための取り組みを中心に行ってきました。

平成23年4月からの第2期においては、政治資金監査マニュアルの改定や、登録政治 資金監査人に対するフォローアップ説明会の実施など、引き続き、政治資金監査の実施状 況や登録政治資金監査人の意見を踏まえた取り組みを行うとともに、第1期の取りまとめ において今後検討すべきとされた事項についての検討を深め、政治資金監査制度の円滑な 運営と定着を図ってきたところであります。

私といたしましては、これまでの間、登録政治資金監査人や関係士業団体等の関係者の皆様の御理解、御協力により、政治資金監査はおおむね順調に実施されてきているものと

認識しております。また登録政治資金監査人の登録者数も相当程度確保できていることもあわせ考えると、政治資金監査制度は一定の定着を見ていると考えられます。

しかしながら、国民の要請に一層応えていくためには、今後は政治資金監査の質の確保 及び向上が求められるなど、課題はまだ残されております。

第2期の委員の任期は当月をもって満了を迎えることになりますが、現委員の皆様方の 御経験、御知見は大変貴重であります。ぜひとも、今後とも皆様方のお力添えをいただき ますよう、お願い申し上げます。

最後となりますが、委員長としての重責をつつがなく果たすことができましたのも、ひとえに委員の皆様方の御協力、並びに事務局の皆様の御支援のおかげであります。心より 感謝申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。 本日も長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

(以上)